

広告募集案内【見積合せ】
(施設広告掲出仕様書)

横浜国際総合競技場（日産スタジアム）の外壁等に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	横浜国際総合競技場（日産スタジアム）
施設概要	○日本最大級の陸上競技場で、FIFA ワールドカップ 2002、ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック競技大会のスポーツ 3 大会の決勝戦が開催されたスタジアムです。 ○サッカーJリーグの横浜 F・マリノスのホームスタジアムです。 ○サッカー、ラグビー、陸上競技などのスポーツ競技の他に国内外のアーティストによるコンサートが開催されています。 ----- 屋外広告物に該当します。
所在地（場所）	横浜市港北区小机町 3300
利用者数・利用者層	年間来場者数 953,145 人（令和 5 年度実績）
広告設置場所	横浜国際総合競技場（日産スタジアム） 幹線道路新横浜元石川線沿い広告スペース
広告掲出期間	令和 7 年 9 月 19 日（金）～令和 8 年 9 月 18 日（金）

■広告料

掲出場所	スペース（縦×横）	枠数	予定価格（税込）
幹線道路新横浜元石川線沿い広告スペース	2600mm×8500mm	1 枠	公表しません

■広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○日産スタジアムのブランド力を高める広告であること。 ○企業名等、広告に関する割合は概ね半分以下するなど、公園と関連性のあるデザインや表記とすること。 ○本施設は日産自動車株式会社とネーミングライツ契約を締結している関係で、自動車メーカーなどの同業者等の広告は掲出できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。 ○本施設は横浜 F・マリノスのホームスタジアムとして利用されている関係で、チームスポンサーと同業者等の広告は掲出できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。 ○上記 3 点については、制作前にみどり環境局戦略企画課の確認を受けてください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、行政財産等への屋外広告掲出ガイドラインその他広告関連規程を遵守してください。 ○広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○横浜国際総合競技場（日産スタジアム）で国際大会が開催される時、大会前後数日間マスキングを要する場合があります。（令和 6 年実績：約 6 日間） ○マスキングにかかる費用は広告掲出事業者の負担となります。手法や費用負担の方法について、日産スタジアム指定管理者と協議してください。
広告の制作等	<ul style="list-style-type: none"> ○令和 7 年 8 月 4 日（月）までに広告原稿をみどり環境局戦略企画課へ提出していただき、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○令和 7 年 8 月 19 日（火）までに、審査が完了した確定原稿を提出してくだ

	<p>さい。</p> <p>○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。令和7年9月19日（金）までに屋外広告物条例に基づく許可が得られなかった場合も同様です。</p> <p>○広告掲出に係る費用（広告の製作費等）及び広告の設置・撤去等の作業は、広告掲出事業者の負担となります。</p> <p>○広告の設置・撤去について、作業期間や仕様などの詳細は、みどり環境局戦略企画課・日産スタジアム指定管理者と別途協議を行ってください。</p> <p>○広告の設置、撤去にあたっては、安全配慮及び保守を十分行ってください。</p>
財産の使用許可	<p>○広告を掲出する箇所について、都市公園法及び横浜市公園条例の規定に基づく占有許可を受けていただき、広告料とは別に、占有許可に係る使用料（月額630円/㎡）をお支払いいただく必要があります。</p>
その他	<p>○広告掲出の30日前までに横浜市屋外広告物条例に基づく設置許可申請を行ったうえで、定められた納期限までに手数料の納付を行ってください。</p> <p>○横浜市屋外広告物条例に基づき、所定の資格を有する「維持管理主任者」を設置する義務が生じます。</p> <p>○広告掲出期間中は、横浜市屋外広告物条例に定められた各種手続きを適切に行ってください。</p> <p>（参考）屋外広告物の申請及び届出の手続き 横浜市 (yokohama.lg.jp)</p> <p>○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減免いたしません。</p>

■申込み

申込条件	<p>広告代理店のほか、広告主自らの申込みも可能です。</p>
申込方法	<p>申込書及び見積書（別紙）を下記申込先へ郵送や電子メール又はご持参ください。</p> <p>※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。</p>
事業者選定方法	<p>見積合せ</p>
募集開始日	<p>令和7年6月20日（金）</p>
申込期間	<p>令和7年6月20日（金）～令和7年7月4日（金）17時</p> <p>※郵送の場合は、令和7年7月4日（金）必着</p>
申込先	<p>（担当課名）横浜市みどり環境局戦略企画課</p> <p>（所在地）〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10</p> <p>（TEL/FAX）TEL 045-671-3847 / FAX 045-550-4093</p> <p>（Eメール）mk-koenppp@city.yokohama.lg.jp</p>

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



広告掲載申込書（施設広告：見積合せ）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	横浜国際総合競技場（日産スタジアム）外壁広告		
	広告内容			
	個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
	広告料	別紙見積書のとおり		
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・ 横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・ 横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・ 誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）

見 積 書

年 月 日

横浜市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し見積いたします。

金 額				億	千	百	十	万	千	百	十	円

件 名 横浜国際総合競技場（日産スタジアム）外壁広告

(注意)

見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。